

財関第1046号
平成22年10月1日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 柴生田 敦夫

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて」の一部改正について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第54号）の施行及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成11年3月31日付け11食糧業第213号（加食・貿易）食糧庁長官通知）の一部改正に伴い、農林水産省総合食料局長からの通知に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについての一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。